

第９１号

編集と発行

最上川中流土地改良区
〒990-2476　山形市飯沢62番地の2
TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613
E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp
ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

令和５年６月発行





多面的機能支払交付金活動組織紹介パネル

〈 主な項目内容 〉

○第184回総代会開催及び理事長あいさつ … 2
○第184回総代会開催　他 …… 3
○令和５年度予算のあらまし …… 4
○令和５年度地区除外決済金について … 5
○令和５年度賦課金について …… 6～7
○令和５年度配水計画について …… 8
○水利調整委員及び水利について …… 9
○改良区への通知、使用料・手数料について 他 … 10
○管理運営委員会と担当職員、事務局機構 … 11
○多面的機能支払交付金活動　他 …… 12

第一八四回　総代会開催

第一八四回総代会が令和五年三月十日に開催されました。
総代六十九名の出席を頂き、上程された全十一議案が原案のとおり承認されました。



理事長 大　築　義　雅

【理事長あいさつ】

只今、紹介いただきました大築でございます。

総代の皆様の前では初めての挨拶となりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、徐々に春作業が本格化しております。総代の皆様には何かとお忙しい中、本日お集まり頂きましたこと感謝申し上げます。複式簿記導入による事務手続きの関係上、今年は昨年より半月ほど前倒しの開催となりました。来年以降もこの様な日程となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

本日の総代会には、ご来賓として東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 丸山 最上川支所長を始めとして、村山総合支庁産業経済部 木村 農林技監、山形市農林部 渡邉 次長、山辺町産業課 佐藤 課長のご臨席を賜っております。公務多忙のところ、ご出席賜り重ねてお礼申し上げます。皆様には後程ご挨拶を頂きたいと思っております。

さて、新型コロナによる供給網の混乱や、ロシアのウクライナ侵攻がきっかけとなった、生産資材の高騰や、電気料金の高騰など、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しており、土地改良区への影響はこれまでにない状態にあります。

昨年の総代会においては、賦課金の減額目標が話題になり、役職員においてその軽減を図り、農家経済の改善を図るべく準備を進めてまいりました。しかし、電気料金単価の値上げ、燃料費調整単価の高騰により、賦課金の減額については、見送らせていただきたく、ご理解を賜りたいと存じます。なお、令和五年度電気料金の見通しについては、令和四年度と比較しても約二，五〇〇万円の負担増加が見込まれております。賦課金の減額については、これからの社会情勢を見極めながら、継続的に協議して参りたいと存じます。

また、国が推し進めている水田活用の直接支払い交付金（五年水張り問題）や、畑地化促進事業については、土地改良区運営に直接関係することであり、最新の情報を組合員の皆様へお知らせしながら、最善の対応を行ってまいります。

本日配布させていただきました総代会の議案書は、経費削減の一つとして、手作りの議案書とさせていただきました。「出来るところは私たちの手で」と、今後も業務改善に取り組み、そして、より良い、働きやすい職場環境作りと、時代に即した改良区運営を目指して努力して参ります。厳しい環境下での経営となりますが、是々非々の気持ちで臨んでいく所存であります。

総代の皆様にはご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



【第 184 回総代会】

【議決案件】

議第一号　最上川中流土地改良区ハラスメントの防止に関する規程の新設について
議第二号　最上川中流土地改良区定款・規程及び細則の一部改正について
議第三号　最上川中流土地改良区一般職員の給与に関する規程の一部改正について
議第四号　令和四年度一般会計収支補正予算（第一号）
議第五号　令和五年度土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
議第六号　令和五年度一般会計収支予算
議第七号　令和五年度賦課金の賦課基準並びに賦課金徴収について
議第八号　令和五年度一時借入金の借入について
議第九号　令和五年度預金先金融機関の指定について
議第十号　令和五年度最上川中流土地改良区地区除外決済金の基準額及び徴収について
議第十一号　令和五年度最上川中流土地改良区地区加入金の基準額及び徴収について


【意見を述べる安達総代】


【意見を述べる丸子総代】

令和５年度　利水豊穣春の祈願祭

利水豊穣春の祈願祭は、昭和56年４月22日に初めて最上川の水が山形盆地に通水された日を祈念して昭和63年より毎年実施しており、今年で36回目を迎えます。

利水豊穣碑前にて最上川と馬見ヶ崎川の清水による「合水の儀」に始まり、「祈願拝礼の儀」を行い、今年の豊水と豊作、農作業の安全を祈願いたしました。



【合水の儀】

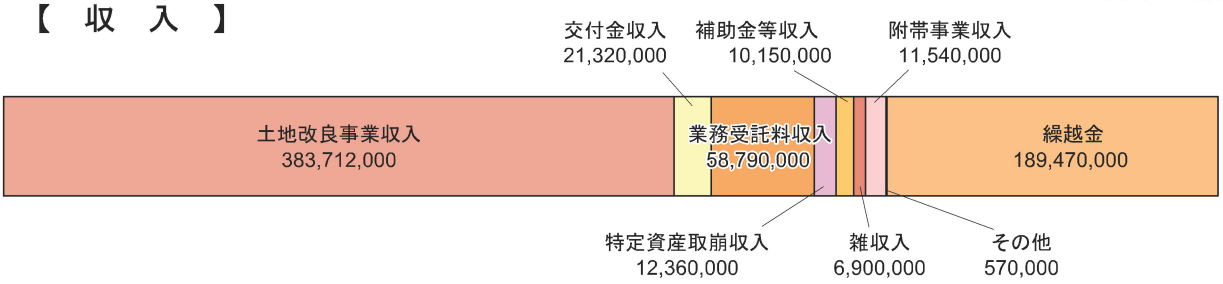

【祈願拝礼の儀】

令和５年度　一般会計予算
694,812,000 円

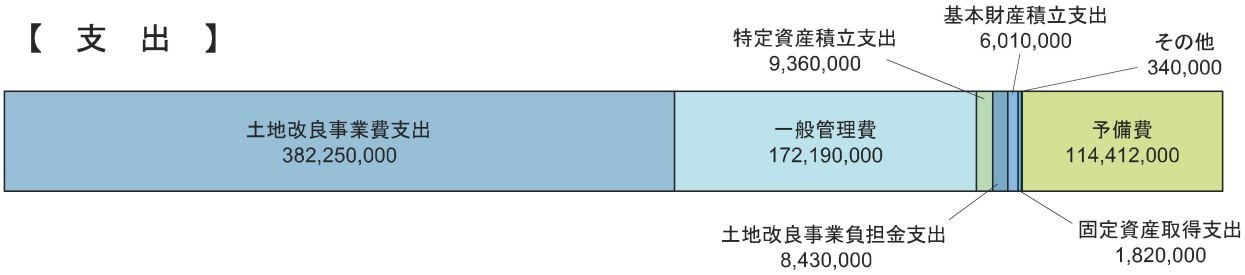
令和５年度の一般会計収支予算は、第184回総代会において議決されました。

（単位：円）

【 収　入 】



【 支　出 】



【 収　入 】	
科　目	本年度予算額
1. 土地改良事業収入	383, 712, 000
2. 附帯事業収入	11, 540, 000
3. 基本財産運用収入	20, 000
4. 特定資産運用収入	300, 000
5. 補助金等収入	10, 150, 000
6. 交付金収入	21, 320, 000
7. 業務受託料収入	58, 790, 000
8. 雑収入	6, 900, 000
9. 借入金収入	20, 000
10. 基本財産取崩収入	20, 000
11. 特定資産取崩収入	12, 360, 000
12. 固定資産売却収入	50, 000
13. 出資金返還収入	10, 000
14. 貸出返済金収入	10, 000
15. 会計内繰入金	140, 000
16. 繰越金	189, 470, 000
合計	694, 812, 000

【 支　出 】	
科　目	本年度予算額
1. 土地改良事業費支出	382, 250, 000
2. 一般管理費	172, 190, 000
3. 土地改良事業負担金支出	8, 430, 000
4. 借入金返済支出	30, 000
5. 支払利息	20, 000
6. 固定資産取得支出	1, 820, 000
7. 出資金取得支出	10, 000
8. 基本財産積立支出	6, 010, 000
9. 特定資産積立支出	9, 360, 000
10. 雑支出	140, 000
11. 会計内繰出金	140, 000
12. 次年度繰越金	0
13. 予備費	114, 412, 000
合計	694, 812, 000

令和５年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

（単位：円）

事業地区		10a当たり決済金
	1 償却資産準備金	91,169
維持管理	2 全地区	432,239
	3 明治地区	99,293
	4 出羽地区	176,543
	5 千歳地区	138,541
	6 久保手・隔間場地区	328,785
	7 出羽・明治地区	136,398
	8 十文字地区	284,331
	9 西部地区	106,059
	10 北部地区	47,365
	11 成安地区	113,099
	12 今江内表地区	10,000
	13 今江中野地区	10,000

事業地区		10a当たり決済金
維持管理	14 今江第１地区	3,000
	15 今江第３地区	8,000
	16 北部第１地区	10,000
	17 北部第２地区	10,000
	18 馬洗場地区	10,000
	19 南山形地区	163,373
	20 八ヶ郷地区	150,328
	21 中部地区	210,815
	22 長表北部地区	74,185
	23 中部地区（未整理地区）	14,359
	24 松栄地区	119,335
	25 玉虫地区	83,979

令和５年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。
決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

（単位：円）

地区名	１０ａ当たり決済金
南山形地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 163,373円（地区決済金 19）
玉虫地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 83,979円（地区決済金 25）
西部地区（ほ場整備内の田）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 106,059円（地区決済金 9）
西部地区（ほ場整備外の田）	523,408円（全地区決済金1+2）
	※　ほ場整備内・外の畑については別算定となります。
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 328,785円（地区決済金 6）
北部（一般地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 47,365円（地区決済金 10） ＋ 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部（成安地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 160,464円（地区決済金 10+11）
出羽（西地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 312,941円（地区決済金 4+7）
出羽（東地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 176,543円（地区決済金 4）
明治地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 235,691円（地区決済金 3+7）
八ヶ郷地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 150,328円（地区決済金 20）
中部地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 210,815円（地区決済金 21） ＋ 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 138,541円（地区決済金 5）
十文字地区	432,239円（全地区決済金2）＋ 284,331円（地区決済金 8）

令和５年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

(単位:円)

賦課区分	10a当たり賦課金	第１期	第２期
経常賦課金			
一般賦課金	5,200	2,600	2,600
藤沢川・十文字地区	2,600	1,300	1,300
特別賦課金			
十文字地区	2,600	1,300	1,300
国・県営維持管理事業賦課金			
国営地区	1,700	850	850
県営地区	1,200	600	600
十文字地区特別賦課金	4,000	2,000	2,000
明治地区特別賦課金　全地区	1,400	700	700
千歳地区特別賦課金　全地区	1,700	850	850
出羽地区特別賦課金			
全地区	2,200	1,100	1,100
東地区	500	250	250
北道上地区	500	250	250
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金			
全地区	3,000	1,500	1,500
かんぱい地区	3,000	1,500	1,500
百花園地区	2,000	1,000	1,000
出羽･明治かんぱい事業特別賦課金			
全地区　(田)	3,500	1,750	1,750
全地区　(畑)	1,750	875	875
西部地区特別賦課金			
西部全地区	2,500	1,250	1,250
ほ場外地区	660	330	330
山王頭首工上流地区	310	155	155
池沼水利費	660	330	330

賦課区分	10a当たり賦課金	第１期	第２期
北部地区特別賦課金			
北部全地区	600	600	－
今江第１地区	1,500	1,500	－
今江中野地区	1,500	750	750
今江内表地区	1,700	1,700	－
今江第３地区	1,000	1,000	－
北部第１地区	1,000	1,000	－
北部第２地区	600	300	300
馬洗場地区	1,000	1,000	－
成安地区　(田)	2,300	2,300	－
成安地区　(畑)	1,150	1,150	－
三社地区	600	600	－
高沢地区	800	400	400
八ヶ郷地区特別賦課金			
八ヶ郷全地区　(田)	1,700	850	850
八ヶ郷全地区　(畑)	1,500	750	750
八ヶ郷全地区(未整理地)	260	130	130
南山形地区特別賦課金			
南山形全地区　(田)	1,950	975	975
南山形全地区　(畑)	1,170	585	585
黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
未整理地区　(田)	1,950	975	975
成沢地区　(田)	1,755	878	877
黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
事業賦課金整理地　(田)	3,400	1,700	1,700
事業賦課金整理地　(畑)	2,040	1,020	1,020
事業賦課金未整理地 (田)	3,400	1,700	1,700
事業賦課金成沢地区 (田)	3,060	1,530	1,530
中部地区特別賦課金			
県ぽ内地区 (田･畑)	1,500	750	750
未整理地 (田)	400	200	200
長表北部・松栄地区 (田･畑)	4,000	2,000	2,000
事業特別・田	2,500	1,250	1,250
事業特別・畑	750	375	375
玉虫地区特別賦課金全地区	2,500	1,250	1,250

※　賦課金の算出金額は１円未満切り捨てとする。

※　賦 課 基 準 日　･･･　令和5年4月1日

令和５年度 各地区毎の賦課金について

経常賦課金・国県営賦課金及び各地区賦課金の集計はそれぞれ次のとおりです。
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	１０a当たり賦課金	地区名	１０a当たり賦課金
十文字地区	5,200 ＋ (地区賦課金)	北部地区	8,100 ＋ (地区賦課金)
明治地区	8,100 ＋ (地区賦課金)	八ケ郷地区	8,100 ＋ (地区賦課金)
千歳地区	6,900 ＋ (地区賦課金)	南山形地区	8,100 ＋ (地区賦課金)
出羽地区	8,100 ＋ (地区賦課金)	中部地区	6,900 ＋ (地区賦課金)
久保手・隔間場地区	8,100 ＋ (地区賦課金)	玉虫地区	8,100 ＋ (地区賦課金)
西部地区	8,100 ＋ (地区賦課金)		

令和５年度　賦課金について

第１期　納付期限　　令和５年　7月31日（月）

第２期　納付期限　　令和５年　11月30日（木）

納付期限日を過ぎると過怠金が加算されますのでご注意ください！！

〈過怠金〉　督促手数料　　110円（内税 10円）
　　延　滞　金　　日歩２銭（年利7.3%）

《賦課金のコンビニ納付について》

令和4年度より、コンビニでの納付が可能となりました

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン
MMK設置店（ツルハドラッグ・イオン・
ウェルシア等）全国６万１千店舗



⚠ **注意**

コンビニ納付の際は専用の払込票が必要となりますので、ご希望の方は、土地改良区までご連絡下さい。

《領収書の発行廃止について》

　これまで土地改良区の賦課金を口座振替で納入された方全員に、毎年１２月中に領収書を送付しておりましたが、**令和５年度より領収書の発行を廃止させていただきます。**
領収書が必要な場合は、土地改良区 財務課 賦課徴収係までお問合せください。
※確定申告の際には、賦課金通知書と口座振替した事実が確認できるものとして記帳した預金通帳が必要となります。

《法律事務所による未納金回収業務の実施について》

　現在未納金がある方は、土地改良区が委託契約する下記の法律事務所から、納付催告を行う場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

【委託先】　弁護士法人　エジソン法律事務所　弁護士　大達 一賢
　　東京都千代田区神田錦町１－８－11　錦町ビルディング ４階

《滞納処分について》

　土地改良区では賦課金滞納者に対し、電話・個別訪問等の督励を行っておりますが、組合員負担の公平性を保つため、やむを得ず差し押さえ等の法的措置（滞納処分）をさせていただくことになります。お支払いが困難である場合は、必ず土地改良区までご相談ください。

令和５年度　配水計画について

農業用水は、河川管理者から許可された水利権の定めにより、

川から取水できる水量は限られています。

当改良区における最上川と馬見ヶ崎川からの**最大取水量等**は、次の表とおりです。

区分＼期間	4月11日から5月5日まで	5月6日から5月20日まで	5月21日から9月10日まで	9月11日から9月30日まで	10月1日から翌年の4月10日まで	年間総取水量
最上川取水口	0.738㎥/s	7.823㎥/s	6.568㎥/s	0.678㎥/s	0.631㎥/s	59,680千㎥
馬見ヶ崎川合口頭首工	1.223㎥/s	2.121㎥/s	1.464㎥/s	1.223㎥/s	1.223㎥/s	39,420千㎥

（かんがい期間：5／6～9／10）

◇中干し期間の設定について◇

令和５年７月３日(月)～７月20日(木)頃まで

～ 分水量を減らします。ご協力をお願いいたします。～

◇非かんがい期の通水停止について◇

非かんがい期間は、国営・県営の施設の設備点検整備のため、
水路維持用水を長期間停止する場合があります。
ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

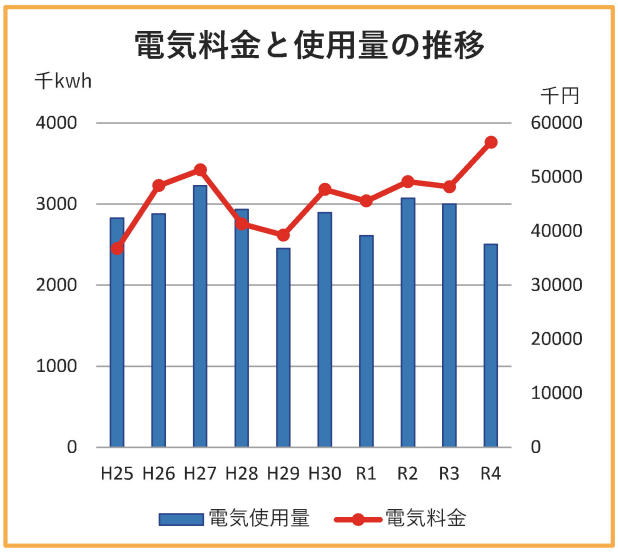
電気料金が高騰しています!!

昨今の世界情勢により電気料金が高騰しており、当改良区においても右図のように揚水機場の電気料金が上昇しています。組合員一人一人の節水の心掛けが電気料金の軽減にも繋がりますので、より一層の節水にご協力をお願いいたします。





節水の徹底！かけ流し厳禁！
皆様のご協力お願いします。

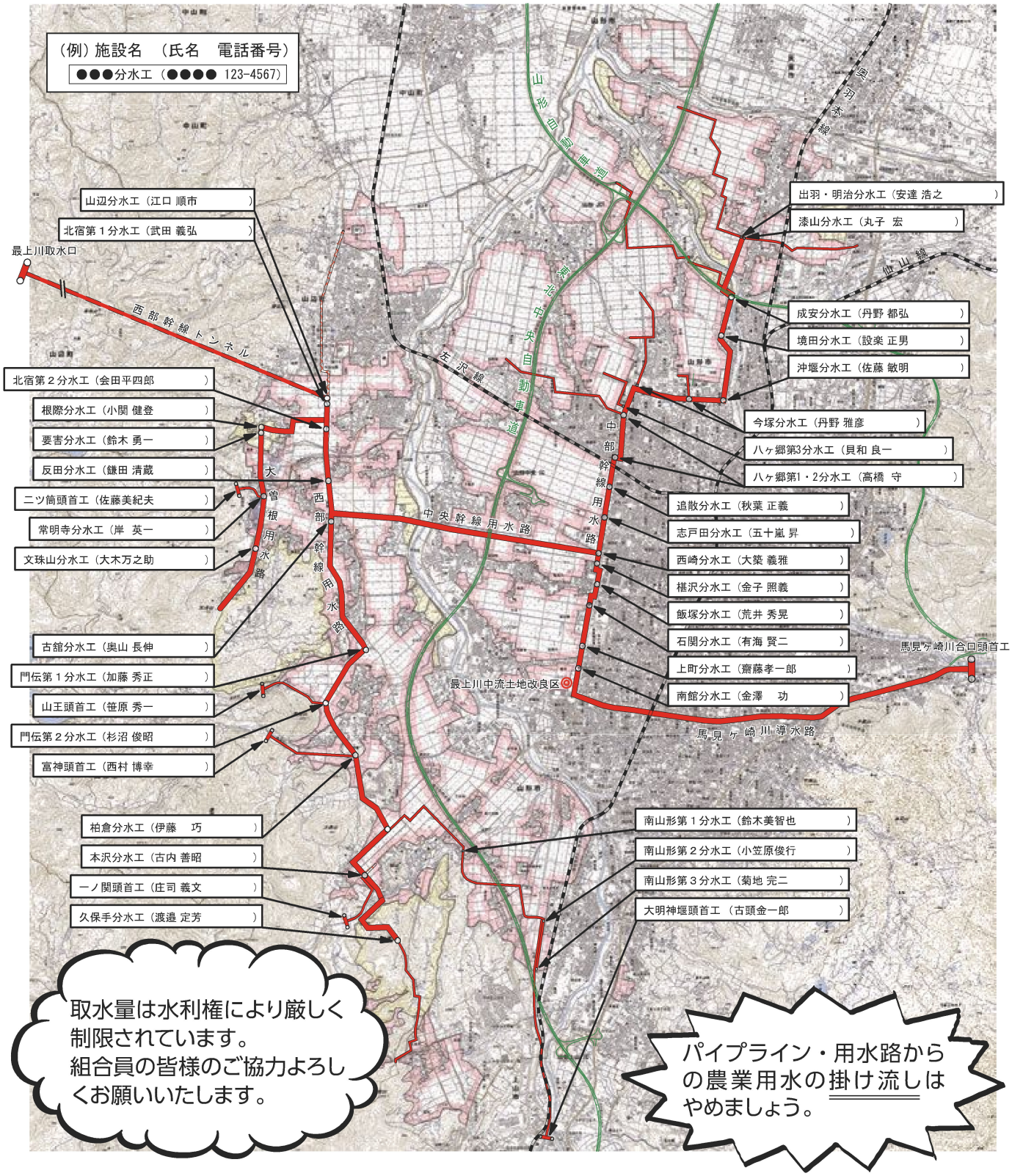


◇水利のご相談は水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をして頂く38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。

組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区に直接ご連絡下さっても対応できませんので、**必ず下記の水利調整委員にご連絡してください。**

水利調整委員会　◎委員長　大木 万之助　　○副委員長　有海 賢二 ・ 丸子 宏



◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇
忘れていませんか？
こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年４月１日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1．所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2．死亡又は生前贈与等の名義変更
3．農業者年金受給のため経営移譲
4．住所等の変更
5．賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1．農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2．公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

1．雨水排水の放流
2．工場等の雑排水放流
3．水路への蓋（橋）掛け
4．工事に伴う水路敷使用
5．工事に伴う農道使用
6．農地改良に伴う農道使用
7．下水管、水道管、排水管等の埋設
8．電柱等の設置
9．宅地への通用路としての農道使用

注意！滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料
（農道使用の場合）
個人　一件年額　二、〇〇〇円
※尚、組合員以外の場合は別料金となります。

二、境界の立会い
●境界立会申請
一件　五、〇〇〇円
●誤謬訂正の申請
一件　一〇、〇〇〇円
●測　量　実　費

三、各種意見書交付手数料
一件　一、〇〇〇円
（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料
一件　一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料
一件　一、〇〇〇円

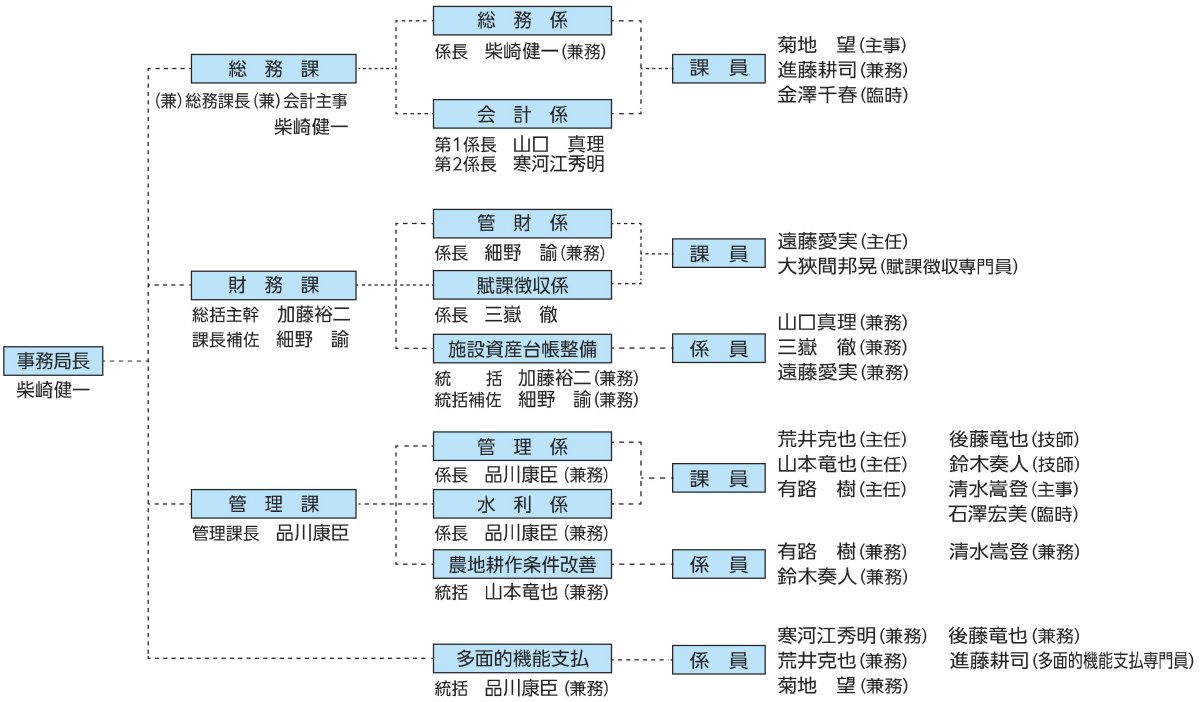
※別途、消費税がかかります。

※詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

令和５年度　地区管理運営委員会と事務局機構

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理運営委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の督励・役員候補者の推薦などの業務を担っております。

	地区委員会	委員長（☎）	副委員長（☎）	地区担当職員	
1	明治	伊藤喜久雄	秋葉　俊彦	三嶽　徹	山本　竜也
2	出羽	海和　盛行	丸子　宏 小林　康弘	遠藤　愛実	鈴木　奏人
3	千歳	渡邉　欣一	設楽　正男	遠藤　愛実	清水　嵩登
4	北部	長岡　幸一	丹野　憲司	寒河江秀明	有路　樹
5	八ヶ郷	前田　信雄	櫻井　俊明	菊地　望	後藤　竜也
6	中部	朝倉　了	五十嵐　昇	三嶽　徹	荒井　克也
7	南山形	古頭金一郎	東海林賢治	山口　真理	山本　竜也
8	久保手・隔間場	渡邉　定芳	渡部　重順 渡辺　良明	細野　諭	清水　嵩登
9	西部 1～3工区	粟野　省三	西村　博幸	寒河江秀明	後藤　竜也
	西部 4～6工区			細野　諭	有路　樹
10	玉虫	江口　順市	三浦　新一	菊地　望	荒井　克也
11	出羽・明治	海和　盛行	伊藤喜久雄	山本　竜也	鈴木　奏人
12	成沢	荒井　勲	相馬　清孝	菊地　望	
13	十文字	髙梨　善次	村岡　好孝	山口　真理	



ご当選おめでとうございます

今年４月に行われた統一地方選挙にて当区組合員の次の方々がご当選されました。

◎山形県議会議員　奥山　誠治（やよい）　　◎山形市議会議員　高野　英昭（門伝）

多面的機能支払交付金　活動紹介

「柏倉」自然を育むみんなの会

会長　西村　博幸

平成十九年に設立した当組織は、柏倉地区内の治水、農地等の保全維持、水利管理等を担っている十組織で構成し活動しています。白鷹山麓湖沼群からの水の利用に関しては、生活用水や農業用水として古い歴史経過の中で維持されてきております。今後も安定した水利用を継続させるため、多面的機能支払交付金を効果的に活用し水路の整備を行っていきます。更にそれらと合わせ、農村環境保全、農業基盤の維持に向けての活動に取り組んでまいります。

また、地区内でも、耕作放棄地や不作付けの農地が増加する中、各地域別の活動組織により農道整備、水路管理を適宜行うことで、環境保全や農地の荒廃防止に努めております。各組織と連携しながら農村の自然や景観、生産基盤を守る地域共同活動を今後も計画的に取り組む考えであります。



【地区女性の会協力による花壇苗移植・ヒマワリ播種作業】



【大平水路の清掃点検】

多面的機能支払交付金　活動組織一覧　(全32組織)

地区	組織名
長町	長町・沖八区みどりの会
出羽	出羽自然を守る会
中野	中野みどりの会
成安	成安いきいき燦々水土里の会
見崎	見崎農地水の会
今塚	今塚水土里の会
明治	ふる里明治１００の会
江俣	江俣水土里の会
片谷地	片谷地みどり環境保全の会
上谷柏	上谷柏水土里育むみんなの会
大曽根	大曽根ふるさと創成会
村木沢	村木沢みどりの会
柏倉	「柏倉」自然を育むみんなの会
門伝	西部グリーンコミュニティ倶楽部
本沢	本沢地区豊かな地域づくり協議会
船町	船町みどりの会
内表	内表みどりの会
堪沢	堪沢地区ふるさと保全の会
南沼原	南沼原グリーン守区楽夢
下一条	グリーンフィールド西崎
志戸田	志戸田水と緑の会
上町	上町わかば保全の会
八ヶ郷・中野	八ヶ郷・中野耕心会
津金沢	津金沢みどりの会
八ヶ郷・陣場	陣場農業地域保全会
吉野宿	吉野宿水土里の会
中部・陣場	陣場みのりの会
飯塚町	飯塚みどり賛寿壱の会
下谷柏	下谷柏みどりの会
久保手・隔間場	久保手・隔間場地域資源保全会
相模	みどりの会さがみ
玉虫	山野辺玉虫地区ふるさと保全の会

最上川中流土地改良区多面的機能支払連絡協議会

任期満了に伴い、連絡協議会において左記の役員が互選されました。

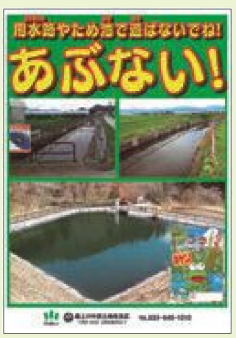
会　長　東海林貞悦
（ふる里明治１００の会）

副会長　粟野　省三
（本沢地区豊かな地域づくり協議会）

副会長　峯田太一郎
（堪沢地区ふるさと保全の会）

※任期は
令和七年四月十三日まで

用水路やため池は危険がいっぱい!!



近年、農業用の水路やため池での事故が頻発しています。敷地内への無断侵入など危険な行為は絶対にしないで下さい。